

## 全員でつくる、不祥事を起こさせない職場

過去の処分案件の中には、周囲の人間の適切な対応があれば防げていたかもしれない不祥事もありました。もし、同様の場面に遭遇した時、あなたはどのように行動すべきかイメージできますか？



前の学校で、部活の練習帰りに女子生徒を車で送っている男性教員がいたんだよね…やめた方がいいと思ったけど…。



なかなか面と向かって「やめるべきだ」と言いづらいことも正直ありますよね…。何か良い方法はないでしょうか。

管理職や倫理確立委員会の担当者に相談するのも一つの方法です。対応に迷うケースなら、なおさら早めに相談すべきです。

今後はそのように対応します。もちろん、直接本人に注意する勇気も持っていたいと思います。



### (解説)

周囲の適切な対応があれば防げたかもしれない不祥事があります。

例えば、児童生徒へのわいせつに関する処分事案では、放課後、教科準備室に子供と2人きりである状況を、他の教員が鍵閉めの巡回中に目撃していたという事案もありました。

危ないのでは？と思ったらまず他の誰かに相談することが鉄則です。こうした対応が、不祥事の芽を早期に摘むこととなります。

しかし、あなたの職場には、「他の教職員のやることには口を出さない」といった暗黙の空気がありませんか。

また、「きちんとした大人になってもらうために体罰は必要悪だ」「スキンシップで肩に触れるぐらいでうるさく言われたら指導できないよ」そんな会話が日常的な職場では、多少の不適切な行為は見て見ぬふりをしてしまうでしょう。

不祥事を防ぐには、風通しの良い職場が必要だと言います。でも、どのような職場が風通しの良い職場なのか、職場で具体的に議論することも必要です。

誇りを胸に

### 考えてみよう

- 不祥事が起きない職場とはどのような職場ですか
- 風通しの良い職場づくりのために、どのようなことに取り組みばよいですか
- 「これは不祥事では？」と思った時に、誰に相談すればよいですか

## ◆ 様々な相談窓口

同僚等の不適切な行為に気づいた場合や児童生徒等から相談を受けた場合は、直ちに管理職又は以下の相談窓口へ連絡してください。

窓口名	担当	電話番号
校内の相談窓口 (倫理推進員、倫理確立委員会の委員等)	※校内の担当者名を記載	
県の相談窓口 (県立学校が対象)	県立学校人事課 管理指導担当	048-830-6726
教職員コンプライアンス相談ホットライン 平日9時~17時(12時~13時除く)	担当部署 県教育局総務課	048-830-6629

また、民間団体の相談窓口もあります。

団体名	連絡先
NPO法人SSH全国ネットワーク (スクールセクハラの防止と被害者支援)	電話：06-6995-1355 Fax：06-6995-1356 E-mail：cfcw-kawasaki@orion.ocn.ne.jp

## コラム

### 校内の不祥事を防ぐ視点

児童生徒へのわいせつ行為や盗撮など、校内で起きる不祥事は何としても防がなければなりません。犯罪防止について、犯罪が成功しそうな雰囲気や犯罪の機会をいかになくすか、という考え方があります。

例えば、教科準備室や会議室などの密室は、周囲からの視線が届きにくく、不適切な行動が成功しそうな雰囲気のある空間と言えます。また、自分が運転する車に児童生徒を乗せ、不適切な行為に至る不祥事も相次いでいます。自家用車もまた、密室の空間です。

このような不適切な行動が成功しそうな空間に対しては、見回りをして監視性を高めたり、部屋のドアを開けて視認性を高めたりすることが有効です。

なお、児童生徒を指導する場面の留意点については、以下の通知の内容をあらためて確認してください。

「教職員の不祥事防止について（通知）」平成26年12月22日付け教県第1004号 ※一部抜粋

- 2 児童生徒を指導するあらゆる場面において、改めて次の事項に留意すること。
  - (1) 進路面談、教育相談等を除き、教科準備室や会議室等で児童生徒と一対一になる指導は避けること。また、やむを得ず一対一での指導を行う場合は、誤解を招かないように部屋のドアを開ける等の配慮を行うこと。
  - (2) 児童生徒を指導する際に、児童生徒の体に触れる、あるいは、セクシュアル・ハラスメントにつながる可能性のある言動は行わないこと。
  - (3) 校外で児童生徒と私的に会うなど、職務と関係のない行動や、県民、保護者等からの疑念を招く行為は行わないこと。
  - (4) 自分が運転する車に児童生徒を同乗させないこと。

## コラム

### 虚偽告訴の罪

刑法には「虚偽告訴の罪」が規定されています。

(虚偽告訴等)

第172条 人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、3月以上10年以下の懲役に処する。

例えば、ある教職員に懲戒処分を受けさせる目的で、客観的眞実に反する内容の申告をすることは、この「虚偽の申告」に当たります。

このような申告は、教職員の平穏な職業生活を脅かすとともに、懲戒処分権者である県教育委員会に誤った懲戒処分をさせる危険がある行為です。地方公共団体における規律と公務執行の秩序を維持することを目的とする懲戒処分の制度の根幹を揺るがす極めて悪質な犯罪と言えます。

## こう動いていれば結果は違った

スクール・セクハラの子被害者を支援しているNPO法人スクール・セクシュアル・ハラスメント防止全国ネットワークから、これまで支援されてきた案件の中で「学校がきちんと動いていれば結果は違った」と思われる事例を、問題点や対応とともに紹介していただきました。

## 【事例】

小学生女児を連れてトイレから出てきた男性教員をおかしいと思った女性教員が、躊躇したものの校長に報告した。校長は即時に男性教員を呼びその行動について聞いたが、その教員は女児が「気分が悪い」と訴えたのでトイレに連れて行ったと弁明。「誤解を招くようなことは今後しないように」との注意で終わった。

しかし、その後も加害行為は続き何人もの被害者を出してしまった。

## 【問題点】

校長一人で、正規の手続きを踏まずに注意だけで済ませてしまったことが、さらなる被害者を生むことになった。

## 【こうしていれば】

① 事実調査（確認）を実施する。その際には必ず被害を受けたと思われる児童からの聴き取りが重要であり、報告に来た女性教員を同席させるなどの対応が必要。

調査員は数人で構成される。できるだけ加害教員との関係が薄い人物を選定する。校長、教頭、養護教諭など数人での対応が望ましい。齟齬が出ることが多いので2回ずつの聴き取りになると想定。

（被害児童⇒加害教員⇒被害児童⇒加害教員といった形）

② 女性教員は、校長から「他言はするな」と言われて動きが封じられてしまった。せめて、養護教諭には話しておくことはできたはず。校長からの報告を聞くということも重要。そこからどう対応するかというヒントが出てくる。校長にも知っておいてもらいたいことはスタンドプレイをしないこと。相談があつてからの動きについて、セクシュアル・ハラスメントに関する防止規程やガイドラインを把握しておく必要がある。

※想定した上でシミュレーションをしてみてください。大切。

（セクシュアル・ハラスメントに関する防止規定 … 本テキスト P 9 3 参照）

## 校内の盗撮を防ぐ

盗撮の被害者を支援しているNPO法人全国盗撮犯罪防止ネットワークから、盗撮を防止するポイントについてアドバイスをいただきました。

## 【安易に実行可能】

今、インターネット通販サイトや大阪の日本橋・東京の秋葉原の電気街・各地の防犯ショップ等で「スパイカメラ」・「偽装カメラ」・「小型ビデオカメラ」・「隠しカメラ」・「基盤カメラ」等の名称で、500円から高くても3万円以内で盗撮機器が販売されています。

現在販売されている盗撮に使用されているカメラは1mmほどのレンズで撮影が可能であり、見つけるのは決して簡単ではありません。カメラという固定概念を捨てる必要があります。

学校の教室・トイレ・部室・職員室・保健室等盗撮されやすい場所には、多くの備品が存在し、その中に見慣れない物を置けば発見される確率が高いですが、そこに“ある・存在する物の中”に設置し細工することは、簡単にできてしまいます。“誰でも簡単に入手可能”であり“バレないだろう”という安易な考えが犯罪を助長しているというのが現状です。

## 【盗撮の防止策】

しかし、発見や盗撮の防止にはハイテクな機器も高価な機材も一切必要がありません。「盗撮の手口を知り」「犯人の視点を知り」「誰でも持っているもの・誰でも作れるもので」一つ一つを意識して皆で確認するのが一番効果的です。

大切なことは盗撮犯の視点を知ることです。トイレの場合は、汚物入れや貯水タンク・洗面台・掃除用具・ペーパーホルダー・天井の換気口など。カメラの画角からその角度にあるものを見るだけで多くのカメラを発見できます。一人の人間が確認するのではなく、複数人が盗撮を意識して重複してチェックすることで注意喚起や抑止となります。

トイレ盗撮の場合、携帯電話を使用し、隣の個室との上下の隙間から撮影する場合がありますので、隣との上下の空間をできる限りなくし、見えない状態にすることが一つの対策です。

## 【多目的トイレに注意】

また、多目的トイレでの盗撮は、一般のトイレと比べ、様々な設備があるため通常のトイレ盗撮より発見が難しく、死角となる場所も多いことから気づくことは困難を要します。多目的トイレの場合は、使用者規定を定めるとよいでしょう。多目的トイレは、男女問わず入室することが出来ます。また設置に時間を掛けても不自然に思われないうえ、盗撮犯が狙いやすい場所です。使用者を出来る限り、妊婦・障害者等に限定し、その他の方の使用を通常禁止にするのが望ましいと思われます。